

01 警察庁 非予算(特区・地域再生 再検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁				
0120010	緊急の分娩に対応するために、従事する医師が使用する自動車の緊急自動車としての指定追加	道路交通法第39条第1項 道路交通法施行令第13条第1項	緊急の分娩に対応するために、従事する医師が使用する自動車については緊急自動車とされている。	有床診療所が保有し、分娩に従事する医師が緊急の分娩に対応するために使用する外見上一般車両と変わらない自動車は緊急自動車として指定する	産婦人科医、なかでも分娩に従事する産科医の不足により、分娩を扱う施設の閉鎖が相次いでいる。埼玉県は人口713万人と全国で5番目に多い県だが、出産が出来る産科施設(病院、診療所)数は、20〜39歳の女性1万人あたり10.98施設と全国で最少ない。わが国で出生する新生児の約50%は有床診療所で出生している。大部分の有床診療所では、分娩に従事している産婦人科医が1人か2人しかいないため、緊急を要する帝王切開手術の機会など、お互いに車を飛ばして駆け付け協力しながら乗り切っている。大学の産科などからの当直医の派遣といった後方支援も難しい現状のため、ほぼ24時間、365日待機を強いられる状況で、体力的にも精神的にも負担が大きい。さらに最新の専門知識習得のために必要な研究費や勉強会の出席もままならない。当直日も例外ではなく、いつ呼び出しがあるかわからず急遽出勤しなくてはならない。実態、外出中にかなり分娩が進行した状況で妊婦が入院され、ほどなく分娩に至ることもある。入院の連絡を受け、急遽診療所への帰路を急いでいる時にも、渋滞に巻き込まれ冷や冷やした経験も少なくない。また、分娩を扱う施設では24時間電話が掛るため産産期産科の分野においては、1次に限らず、一部2次救急医療も担っている。分娩を扱う1次施設(有床診療所)のこれ以上の減少は、更なる地域中核病院への負担増に直結し、産産期産科の環境に追い打ちをかける結果となりがちである。母児二人の命を同時に預かる産科医が安心、安全に分娩の場に駆け付け業務に従事できるように、その際に使用する自動車を緊急自動車として指定していただきたい。	緊急自動車については、緊急用務の必要性と道路における危険防止との均衡を考慮したうえで、道路交通法施行令において一定の自動車についてこれを指定し得ることとしており、傷病者の応急搬送への対応としては、傷病者を医療機関に緊急搬送するために使用する救急用自動車等を緊急自動車の対象としている。脚提案のような、外出中の産婦人科医が緊急の分娩のために病院に駆けつけるために使用する自動車と区別して取り扱ってほしい。また、傷病者を緊急搬送する医療施設には傷病者を治療する即応体制が整備されていることが前提であると考えられることであり、かかる医療施設における即応体制の不備の問題は、その体制の問題として解決すべきものであって、医師一般が使用する膨大な数の自動車を緊急自動車の対象とすることにより交通の安全と円滑に多大の支障を与えることは適当ではない。	C													1 0 0 2 0 1 0	医療法人 大宮林医院	埼玉県	警察庁 厚生労働省 国土交通省
0120020	乗合自動車の停留所の駐停車禁止の適用除外	道路交通法第44条、第46条	車両は、乗合自動車の停留所を表示する標示柱又は標示板が取り付けられている位置から10メートル以内の部分(当該停留所に係る運行系統に属する乗合自動車の運行時間に限る。)において、は、法令の規定による場合等のほかは、停車し、又は駐車してはならない。車両は、停車し又は駐車を禁止している道路の部分又は駐車を禁止して、道路標識等により停車し又は駐車が禁止されていることとされているときは、停車し、又は駐車をすることができる。	元気バス協議会(伊万里市東山地区自治会)が運行する貸切バスは、既存の路線バスの運行時間と重複しないため、安全性の観点から、道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第5項に定める乗合自動車の停留所の駐停車禁止の適用除外を求める。	・佐賀県では平成20年度から、高齢者等の身近な移動手段を確保するため、佐賀県地域交通モデル事業(以下「モデル事業」といふ)により実施している。 ・伊万里市の東山地区では、元気バス協議会により貸切バスを利用して地区内を運行する「特定路線型貸切バス」が計画され、モデル事業に採択された。 ・その後、アンケート調査や現地視察、運行ダイヤ、ルートの作成に半年以上の年月をかけた。地区ごとの説明会も精力的に行われ、本年4月1日から試運転が開始されている。 ・元気バスの運行に伴い、既存の路線バスの停留所を利用しないが、道路交通法の規定により一般車両(元気バスは貸切バスのため一般車両扱い)は駐停車禁止箇所とされているため、国道沿いの駐車スペースが確保されたバス停(バス停車帯)を利用することができます。別に自前のバス停を設置しており、乗降時の安全性に不安を抱えている。 ・元気バスは、既存の路線バスの運行時間とは重複しておらず、貸切バスは言え、地域住民の生活交通として利用され、「定額定期型」で乗合バスに類似する運行形態であることから、その安全性を確保するため、道路交通法の柔軟な取扱いを求めるものである。	乗合自動車の停留所から10メートル以内の部分であっても、都道府県公安委員会は、交通の安全と円滑を図る必要があると認めるときは、道路標識等を設置することができる。 また、乗合自動車の停留所から10メートル以内の部分における乗合自動車の停留所から10メートル以内の部分に属する乗合自動車の運行時間に限られるものであり、提案に係るバスの運行が既存の路線バスの運行時間とは重複していないのであれば、駐停車禁止規制の対象ではない可能性がある。	D										1 0 1 0 1 0	佐賀県、元気バス協議会	佐賀県	警察庁			
0120030	歩行者が安全に通行できるための車両速度規制	道路交通法第4条第1項、第2項、第22条第1項	都道府県公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するために必要であると認めるときは、道路標識等を設置し、及び管理し、車両の最高速度を指定することができる。	福岡県道21号福岡直方線の箱崎商店街沿い、約500m区間の最高速度制限を、時速8km(徐行速度)とする。	商店街沿いの交通量が多く危険な道路に、大胆な速度制限を設けることにより、通過車両の迂回を促すとともに、地域住民ならびに歩行者の安全を確保し、結果として地域の活性化を図るものである。 具体的には、県道福岡直方線の「箱崎宮橋」信号交差点から箱崎阿蘇橋との交差点までの約500m区間の最高速度を、早歩き速度の時速8km程度に制限する。その結果、不要な通過車両はJR鹿児島本線沿いの25m道路を利用することになり、歩行者にとっては安全で歩行しやすい道路になる。 この施策が成功すれば、全国で同様の悩みを抱える地域にとっても、いい検討材料になると思われる。 提案理由: 当該道路は長年、箱崎の街にとって悩みの種であった。県的主要道路ということでも交通規制もかけ難く、高齢者すむむとは非常に危険で、商店街を疲弊させてきた一つの要因でもあった。 しかしながら、JR鹿児島本線連続立体交差事業により、並行しているJR鹿児島本線沿いの道路が25m道路として整備され、大胆な交通規制がかけられる環境となった。 といっても、沿線には銀行やいろいろな商業施設、またマンションや駐車場も多く、進入車両の制限は現実的ではない。また、一方通行規制という意見もあるが、住民同意や効果の点でも疑問がある。 そこでこの提案措置であれば、それらの問題が一挙に解決でき、これを機に地域住民と商店街が協力して、地域商店街の活性化を図りたいというのが提案理由である。	都道府県公安委員会は、地域の交通実態、道路構造、住民の意向等を総合的に考慮して、道路標識等により、徐行すべき道路の部分指定することができる。 また、都道府県公安委員会は、地域の交通実態、道路構造、住民の意向等を総合的に考慮して、道路標識等により、車両の最高速度を指定することができ、法令上、指定すべき速度の下限は定められていない。 なお、いわゆる生活道路における車両の速度を抑制する手法としては、速度規制のみならず、物理的デバイス(ハンブや狭さ等)を設置などの措置も考えられる。	D										1 0 4 1 0 1 0	箱崎商店街連合会	福岡県	警察庁			
0120040	法人保有のリース車両に関する車両保管場所の証明手続の改善	自動車の保管場所の確保等に関する法律第3条 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第1条	自動車の保有者は、道路上の場所以外の場所において、当該自動車の保管場所(車庫、空き地その他自動車車を通常保管するための場所をいう。)を確保しなければならない。当該保管場所は、当該自動車の使用の本拠の位置との距離が2キロメートルを超えないことと、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等遊技した結果に応じて客に賞品を提供する事業であること。その営業の形態によっては客の射心を著しくそそのかせるものがある場合、風俗法において、ばちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員長の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射心をそそのかせるものある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、客に提供した賞品を買い取ることを禁止している。	法人が自動車を保有する場合、事務所(本店、支店、営業所等)の所在地から2キロメートルを超えない場所に保管場所を確保しなければならないこととされているが、法人保有のリース車両に限り「実際に使用する地区で保管場所を確保すること」としてほしい。	【現状】 リース車両について、実際に使用する地域が遠方(異なる都道府県)である場合、1台の車両に2ヶ所の車両を確保している。 ・(使用の本拠の位置) 支店等事業所の近隣2km以内(実際には使用していない) ・(保管場所) 実際に使用する遠隔地 (例)A社の仙台支店は東北地方を営業範囲としている。青森県内での営業の場合、仙台支店から車で行くには負担が大きい。社員は電車や青森県まで行き、青森県近郊の駐車場を保管場所とするリース車両を利用している。そのリース車両の本拠の位置は仙台支店の近隣でなければならないとされているため、A社(仙台)と青森)の近郊に駐車場を確保している。 【不具合】 支店等営業拠点が都市部に集中しているため、余分な車両の確保は企業にとっては負担増。都市部では具体的に駐車場が不足、車両確保は困難。 【代替措置】 上記の取上げに加え、 ①青森の取引先で当該エリアで事業活動していることを証明してもらうこと ②当該エリア内の駐車場賃借契約書を提示すること 等により、事務所のない遠隔地においても保管場所証明が取得できるよう緩和されれば、上記不具合の解消とともに、駐車場の有効活用につながり都市部の交通緩和への貢献が期待できる。	「自動車の使用の本拠の位置」とは、原則として、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地をいい、単なる貸し車庫等は、自動車の保管場所になっていないとしても、自動車の使用の管理をどう行うかを規定していないことから、使用の本拠にはならない。自動車の保管場所の確保等に関する法律は、当該自動車の使用の本拠の位置から2キロメートル以内の場所に自動車の保管場所を確保しなければならないこととしているが、これは、自動車の使用の管理をどう行うかを規定している自動車の使用の本拠の位置に保管場所が確保されれば、安全かつ適正な運行に必要な自動車の使用の管理がなされないおそれが高いと考えられるためである。したがって、営業活動の拠点として使用されている営業所に当たらない車庫等賃借車庫等を自動車の使用の本拠と認めるとはできない。	C										1 0 5 0 1 0	石油化学工業協会	東京都	警察庁			
0120050	世界に認められる、21世紀のパチンコビジネスモデル、パチンコ営業店内に「貸玉・貸メダル返却所」を設置	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第31条第1項第2号	ばちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等遊技した結果に応じて客に賞品を提供する事業であること。その営業の形態によっては客の射心を著しくそそのかせるものがある場合、風俗法において、ばちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員長の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射心をそそのかせるものある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、客に提供した賞品を買い取ることを禁止している。	パチンコ営業店による社会貢献活動の推進。パチンコ営業店内にパチンコ営業店とは無関係の第三者(社会福祉団体・NPO)等による、貸玉・貸メダル返却所の設置を行い、遊技客が安全な店内で「玉・メダル」の返却を行うことが出来るシステム。	警察庁の犯罪統計により、「ばちんこ景品買取り」に対する凶悪犯罪が、いっごう無くなるような現実を鑑み(平成20年度、認知事件数20件)、再度ご提案をさせていただきます。これらの凶悪犯罪を未然に防ぐにも、新しい賞品交換システムを採用することにより、せむしやがっかりしたパチンコ営業店内で貸玉・貸メダルの買取りを行うことが、多くのパチンコファンが凶悪犯罪から守られるにも早急に取り組む必要があると考えられるのであります。具体的には、パチンコ営業店が遊技客の求めに応じて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第20条に定められた「貸玉・貸メダル」と同等金額にて安全なパチンコ営業店内で第三者(社会福祉団体・NPO)等が買取りを行うことが出来るシステム。このシステムの採用により、支店によりごとの、不備なくで健全な三店方式とされた健全な景品交換システムによる弊害を解消し、パチンコを今以上に明るく健全な娯楽産業にする事が可能になります。	ばちんこ営業店内において遊技客の玉又はメダルが現金で買い取られることは、ばちんこ営業に類して現金が商品として提供されると等と同様であり、当該営業について著しく客の射心をそそのかせるおそれが生じることから、認められない。	C										1 0 2 0 2 0 1	株式会社 玉越	愛知県	警察庁			
0120060	世界に認められる、21世紀のパチンコビジネスモデル、パチンコ営業店に遊技客に貸し出しを行う「貸玉・貸メダル」の最高限度額を変更する。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第31条第1項第2号	ばちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等遊技した結果に応じて客に賞品を提供する事業であること。その営業の形態によっては客の射心を著しくそそのかせるものがある場合、風俗法において、ばちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ公安委員長の許可を受けなければならないこととし、著しく客の射心をそそのかせるものある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること、客に提供した賞品を買い取ることを禁止している。	「貸玉・貸メダル」の最高限度額を地域によって変更する。例えば愛知県の場合、現在の貸玉、玉一個につき4円、貸メダル、メダル一枚につき20円を超えないこととなっている「貸玉・貸メダル」金額を、それぞれ、玉一個につき5円、メダル一枚につき25円を超えないことと改定する。	現在のパチンコの貸玉金額は昭和52年(1977年)に1個3円から4円に改定されてから実に30年間も変更がなされておらず、パチンコファンからは、貸玉金額の上限の改定を望む声があがっております。そもそも、パチンコ営業は保護施設で認可された遊技場で営業を行っており、18歳未満の者を客として入ることを禁止している等、適度な射率性を保った健全な娯楽産業であります。地域により、遊技客が望んでいる幅広「貸玉・貸メダル料金」貸玉]にあつては1円から5円、貸メダルにあつては1個25円の金額の中から、お客様の選択に合わせた遊技を行うことが、パチンコファンにとっても時代に合った優良な遊技場であるため、再度提案をさせていただきます。これは日本が娯楽産業として成熟した社会となった現在においては、健全な娯楽産業として、不備なくで健全な三店方式とされた健全な景品交換システムによる弊害を解消し、パチンコを今以上に明るく健全な娯楽産業にする事が可能になります。	ばちんこ営業に係る遊技料金の引き上げについては、当該営業について著しく客の射心をそそのかせるおそれが生じることから、認められない。	C										1 0 2 0 8 2 0	株式会社 玉越	愛知県	警察庁			

